

東京都公報

発行
東京都

目次

76

告示

○平成二十年東京都告示第四百四十三号（東京都建築基準法施行細則による調査の項目等）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…

告示

●東京都告示第七百六十五号

平成二十年東京都告示第四百四十三号（東京都建築基準法施行細則による調査の項目等）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

別表一の部(1)の項中「目視」を「目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）」に改め、同部(2)の項、(3)の項及び(5)から(7)までの項中「目視」を「目視等」に改め、同部(8)の項中「窓先空地の」を「窓先空地又は窓先の空間の」に改め、「第十九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同部(9)の項中「の屋外通路」の下に「又は窓先の空間に面するバルコニー等から通ずる直通階段から道路等に至るまでの屋外通路」を加え、「第十九条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同部(10)の項中「又は窓先空地」を「窓先空地」に、「屋外通路等の」を「屋外通路等、窓先の空間又は窓先の空間に面するバルコニー等から通ずる直通階段から道路等に至るまでの屋外通路等の」に、「目視」を「目視等」に、「又は第二項」を「第二項」に、「屋外通路等」を「屋

外通路、第三項に規定する窓先の空間又は第四項に規定する窓先の空間に面するバルコニー等から通ずる直通階段から道路等に至るまでの屋外通路に」に改め、同部(12)の項中「目視、」を「目視等又は」に改め、同部(13)の項及び(14)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改め、同部(15)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(16)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改め、同部(17)の項中「目視」を「目視等」に改める。

別表二の部(1)から(4)までの項中「目視」を「目視等」に改め、同部(6)から(14)までの項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改め、同部(15)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し」を「目視等」に改め、同部(17)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改め、同部(18)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し」を「目視等」に改める。

別表三の部(1)から(5)までの項中「目視」を「目視等」に改め、同部(7)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し」を「目視等」に改め、同部(8)の項及び(9)の項中「目視」を「目視等」に改める。

別表四の部(6)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(7)から(11)までの項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改め、同部(13)から(16)までの項、(18)から(20)までの項及び(22)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(23)の項中「あつては」を「あつては、」に、「目視」を「目視等」に改め、同部(25)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し」を「目視等」に改め、同部(26)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改め、同部(27)の項から(34)までの項(の欄中「限る。」又は「戸」を「限る。以下この表において同じ。」又は「戸（令第百十二条第十九条第二号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）」に改め、同部(27)の項及び(28)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(29)の項中「防火扉又は戸」を「防火扉」に、「常閉防火扉等」を「常閉防火扉」に改め、同部(30)の項中「目視」を「目視等及び設計図書等」に改め、同部(31)の項中「常時閉鎖又は」を「常時閉鎖若しくは」に改め、「（以下「常閉防火設備等」という。）」を削り、「目視」を「目視等」に、「常閉防火設備等の変形」を「常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備若しくは戸の劣化」に、「又は遮煙性能（令第百十二条第十九条第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に

限る。）」を「若しくは遮煙性能」に改め、同部(32)の項中「常閉防火設備等の閉鎖又は作動の」を「各階の主要な常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の閉鎖若しくは作動の」に、「各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は」を「各階の主要な常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の閉鎖若しくは」に、「常閉防火設備等が閉鎖又は」を「各階の主要な常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は」に、「常閉防火設備又は戸が閉鎖若しくは」に改め、同部(33)の項中「常閉防火設備等の閉鎖又は作動の」を「常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の閉鎖若しくは作動の」に、「放置の状況」を「放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況」に、「目視」を「目視等」に、「放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は」を「放置されていること等により常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備又は戸の閉鎖若しくは」に改め、同部(34)の項中「常閉防火扉等の固定」を「常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸の固定」に、「目視」を「目視等」に、「常閉防火扉等が」を「常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸が」に改め、同部(36)の項を削り、同部(35)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し」を「目視等」に改め、同項を同部(36)の項とし、同部(34)の項の次に次のように加える。

(35)	
各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉の取付けの状況	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉の取付けの状況を目視等又は触診等により確認すること。

別表四の部(37)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(48)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改め、同項を同部(49)の項とし、同部(47)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改め、同項を同部(48)の項とし、同部(46)の項を同部(47)の項とし、同部(45)の項を同部(46)の項とし、同部(44)の項中「状況」の下に「（自然換気設備に限る。）」を加え、同項を同部(45)の項とし、同部(43)の項を削り、同部(42)の項を同部(44)の項とし、同部(41)の項を同部(43)の項とし、同部(40)の項中「目視」を

「目視等」に改め、同項を同部(42)の項とし、同部(39)の項を同部(41)の項とし、同部(38)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項の次に次のように加える。

(40)	(39)
スプリンクラー設備の設置の状況	スプリンクラー設備の設計図書等により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法に基づき点検の記録がある場合は、当該記録により確認することとする。
スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況	スプリンクラーヘッドに著しい腐食、変形、損傷等があること。

別表五の部(4)から(7)までの項中「目視」を「目視等」に改め、同部(8)の項中「バルコニーの」を「バルコニー及び避難上有効なバルコニーから直通階段まで安全に避難できる避難経路（条例第十九条第三項を適用するものに限る。）の」に、「目視」を「目視等」に改め、同部(9)の項及び(10)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(11)の項中「状況」の下に「及び器具等から直通階段まで安全に避難できる避難経路の確保の状況（条

例第十九条第三項を適用するものに限る。」を加え、「目視」を「目視等」に改め、同部(12)の項、(13)の項、(15)の項及び(16)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(17)の項中「目視」を「目視等」に、「設計図書」を「及び設計図書」に改め、同部(18)から(20)までの項及び(22)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(23)の項を削り、同部(24)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(23)の項とし、同部(25)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(24)の項とし、同部(26)の項を同部(25)の項とし、同部(27)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(26)の項とし、同部(28)の項を削り、同部(29)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(27)の項とし、同部(30)の項を削り、同部(31)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(28)の項とし、同部(32)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(29)の項とし、同部(33)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(30)の項とし、同部(34)の項中「単に」を削り、「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(31)の項とし、同部(35)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(32)の項とし、同部(36)の項を削り、同部(37)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(33)の項とし、同部(38)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(34)の項とし、同部(39)の項を削り、同部(40)の項中「目視」を「目視等」に改め、同項を同部(35)の項とし、同部(41)の項及び(42)の項を削る。

別表六の部(6)の項及び(8)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(9)の項及び(10)の項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改め、同部(11)の項及び(12)の項中「目視」を「目視等」に改め、同部(13)から(17)までの項中「必要に応じて双眼鏡等を使用し目視」を「目視等」に改める。

別記様式をいう「窓先空地の」や「窓先空地又は窓先の空間の」は「屋外通路の」や「屋外通路又は窓先の空間に面するバルコニー等から通ずる直通階段から道路等に至るまでの屋外通路の」は「窓先空地又は」や「窓先空地、」は「屋外通路等」や「屋外通路等、窓先の空間又は窓先の空間に面するバルコニー等から通ずる直通階段から道路等に至るまでの屋外通路等」は各々である。

別記様式その3中

[illegible]

に

に、

をに改

める。

別記様式その5中

を

改める。

別記様式その4中

をに

に改

める。

「特定建築物」や「建築物」は、「削除して構いません」や「記入不要です」は、「記入しなくても構いません」や「記入不要です」は、「防火設備の設置」や「防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置」は、

「添付し」や「添付し、防火区画」は、

(27) から (34) まで	防火設備又は戸
(35) 及び (36)	照明器具、懸垂物等
(37) 及び (38)	警報設備
(39) から (44) まで	居室の採光及び換気
(45) から (48) まで	石綿等を添加した建築材料

を

(27) から (35) まで	防火設備又は戸
(36)	照明器具、懸垂物等
(37) 及び (38)	警報設備
(39) 及び (40)	スプリンクラー設備
(41) から (45) まで	居室の採光及び換気
(46) から (49) まで	石綿等を添加した建築材料

に

(13) から (25) まで	(13) から (24) まで
(26) から (31) まで	(25) から (28) まで
(32) から (42) まで	(29) から (35) まで

に

附 則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

